

「令和8年度福岡県庁オフィス整備事業（秘書・政策室及び広報課分）」業務委託 事業者選定要領

1 趣旨

この要領は「令和8年度福岡県庁オフィス整備事業（秘書・政策室及び広報課分）」に係る提案企画の審査及び受託事業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 選定機関

提案企画の審査及び受託事業者の選定は、「令和8年度福岡県庁オフィス整備事業（秘書・政策室及び広報課分）」業務受託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

3 評価対象項目及び配点

評価対象項目及び各項目の配点は以下の通り定める（100点満点）。

項目 番号	審査項目	審査の視点	配点
1	基本方針	オフィス整備を通じて、本県職員の働き方に变革をもたらすことが期待できる基本方針が策定されているか	15
2	業務実施体制	本事業の業務遂行のための体制が構築されているか	15
3		事務局及び各整備エリア担当との連携を密に取れる体制となっているか	
4		オフィス整備所属との調整に臨機応変に対応できると判断できるか	
5	プロジェクト管理	打ち合わせの運営方法等において、オフィス整備所属が主体的にオフィスを検討できる手法が示されているか	15
6		業務完了までに事務局やオフィス整備所属が取り組むべき項目について明確となっているか	10
7	レイアウト	仕様を満たしつつ、空間的なゆとりが感じられる設計となっているか	15
8	今後の取組 への波及	整備工事実施後でも、各整備エリアが主体的にオフィス機能改善を行いたくなるようなアフターフォロー案が具体的に示されているか	5
9		庁内・庁外を問わずオフィスに関する取り組みをPRする際の支援策について具体的に示されているか	5
10	業務実績	国や他の地方自治体における、過去5年で類似の業務実績が十分と判断できるか	5
11	所要経費の効率性	所要経費積算が、仕様を満たしつつ、効率的な内容となっているか	15

4 評価方法

- (1) 委員会の各委員は提出された企画提案書を確認し、「3 評価対象項目及び配点」の項目ごとに、下表に基づいて評価・採点をする。
- (2) 事務局は、各委員の点数を項目ごとに合算し、総合得点を算出する。

基準	15 点満点	10 点満点	5 点満点
極めて優れている	15	10	5
優れている	10	7	3
普通である	8	5	2
不十分である	3	2	1
極めて不十分である	0	0	0

5 選定

- (1) 企画提案書の内容について、委員会を構成する委員毎に「4 評価方法」の配点に基づき採点し、最も優れた提案を行った事業者を受託事業候補者とし、次に優れた提案を行った事業者を次点候補者として選定する。
- (2) 上記(1)の結果、最高得点の事業者が複数者あった場合は、委員会の協議により1者を受託事業候補者として選定し、次に優れた提案を行った事業者を次点候補者として選定する。
- (3) 提案事業者が1者のみであった場合は、各委員の総合得点がそれぞれ 60 点以上であることをもって、当該1者を受託事業候補者とする。
- (4) 選定委員会により選出された事業受託候補者と県で、契約内容及び業務仕様書の内容を協議し、業務仕様書に基づく見積書の提出を受け、委託契約を締結する。